

越前市デマンド交通実証実験システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 市の現状と課題、事業実施の目的

本市では南北に鉄道軸が通っており、東西に路線バスや市民バスが走っている。これらにタクシー等も加えた様々な交通手段の組み合わせで目的地への移動を提供している。また、令和6年春には広域交通の拠点となる北陸新幹線越前たけふ駅が開業を迎えるが、本市の魅力向上の起爆剤として期待されている。

しかし、人口減少社会や少子高齢化の進展などにより、地域の公共交通を取り巻く環境は、近年大きく様変わりしている。このような中、地域の拠点を繋げることで、地域の個性を活かした魅力を向上するとともに、過度な負担を生じない、将来にわたって持続可能な公共交通の維持・確保を図る必要がある。

これらの課題の解決にむけて、より多様な交通手段の組合せを生み出すための新たな交通手段として、AIを活用した予約・配車システム（以下「本システム」という。）を導入し、デマンド交通の実証実験を行いその効果を検証する。そこで、本システムの導入に際し、業務に対する専門的知識、実績及び技術的能力を勘案し、公募型プロポーザル方式により受託候補者を決定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

越前市デマンド交通実証実験システム導入業務
(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

詳細は、別紙仕様書による。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(4) 契約上限金額

5,940,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 契約条件

受託候補者を特定した場合は、再度見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結するものとする。

(6) 契約保証金 越前市契約規則第25条及び第26条の規定に基づく。

(7) 前払金 無

(8) 支払条件 次のア、イを原則とするが別途協議し決定

ア システムの設計・構築業務、停留所設置業務、停留所マップ作成業務については、それぞれの業務の完了後に支払い

イ システム保守・運用業務、システム操作説明等業務、会員登録・会員証発行業務については、9月以降に毎月支払い

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和5年度越前市一般業務委託指名競争入札参加資格を有する者又は参加資格を希望する者とする。（「参加資格を希望する者」とは、参加表明時には資格者名簿に登載されていないが、請負候補者となった場合には、契約締結日までに入札参加資格申請書及び債権者・受取人登録申請書等必要書類を提出し、参加資格の取得が可能である者をいう。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結までの期間において、福井県及び越前市において指名停止を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立その他類似の倒産手続きを開始していない者
- (5) 国税及び地方税の滞納がない者
- (6) プライバシーマークを取得している者
- (7) 令和2年度以降にデマンド交通システムの導入実績を有する者

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和5年7月14日（金）正午まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式第9号）により、電子メールにて提出すること。
※電子メール送信後、必ず着信を確認すること。なお、上記以外の方法で提出された質問に対しては、回答しない。
- (3) 提出先 地域交通課代表メール mathikou@city.echizen.lg.jp
- (4) 回答日 令和5年7月18日（火）まで
- (5) 回答方法 ホームページ及び電子メールで回答する。

5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要となる書類と提出部数
 - ア 参加表明書（様式第1号） 原本1部
 - イ 会社概要（様式第2号） 原本1部
 - ウ 業務実績調書（様式第3号） 原本1部
※令和2年度以降に履行したデマンド交通システムの導入実績全てを記載すること。
 - エ 業務の実施体制（様式第4号） 原本1部
 - オ 配置予定者調書（様式第5号） 原本1部
※配置予定者全員分を作成し提出すること。
※令和2年度以降に従事したデマンド交通システム導入の実績全てを記載すること。
 - カ システム等要件一覧（様式第6号）

- キ 直近年度の国税（法人税及び消費税）、地方税に係る全ての納税証明書（滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの） 原本1部

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和5年7月21日（金）午後5時まで（必着）
イ 提出場所 越前市 総合政策部 地域交通課 担当：木下、向當
ウ 提出方法 原則、郵送（持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。また、郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。）

6 企画提案書等の作成要領

提出書類は下記ア～エをまとめてダブルクリップ等で留めて提出すること。

(1) 企画提案に必要な書類及び提出部数

- ア 企画提案書（様式第7号） 原本1部、副本10部
イ 課題提案に対する企画提案（任意様式） 原本1部、副本10部
A4判横長片面印刷10ページ以内とする。
ウ 工程表（任意様式） 原本1部、副本10部
A4判横長片面印刷1ページとする。
エ 参考見積書（様式第8号） 原本1部、副本10部
オ 上記ア～エの電子データ 1枚（CD-R等）

※ア～エの副本10部について、会社名及び会社名が推測できる文言は伏せること。
（資料から削除又は上から黒塗りすること。）

(2) 企画提案作成要領

- ア 企画提案は、別紙仕様書に基づいて作成すること。
※仕様書は、越前市として最低限の要求事項を示したものであり、仕様書に記載のない独自の提案についても期待し、提案を受け付けるものとする。
イ 企画提案の電子データファイル形式は、以下の形式で提出すること。
Microsoft PowerPoint 横書き 10ページ以内（表紙、工程表は含まない）
ウ 企画提案の内容には次に掲げる事項を含めること。なお、次の課題提案1～6の順で記載すること。また、【デモ】と記載のある項目については、システムのデモンストレーションを用いて説明を行うこと。
課題提案1 本市の現状・課題を踏まえた、本システム導入の効果と本格運行を見据えたシステム構築
課題提案2 利用者、運行事業者及び管理者（越前市）のそれぞれの視点でのシステムの利便性、他社より優位な点【デモ】
課題提案3 設定変更（運行エリア、運行日、運行時間、車両台数、停留所の変更・追加、延長等）に必要な時間・費用と新たな公共交通体制にむけたシステムの拡張性【デモ】

課題提案4 本業務における市職員と運行事業者の負担軽減策（本市の作業を含めた進捗管理や住民・関係者向けの説明会の資料作成・助言・指導、運行計画策定に係る助言・指導等。運行事業者向け操作説明・助言・指導等）と利用促進策

課題提案5 システムのバックアップ体制や平常時の運用・保守の体制・内容、トラブル時の対応体制・方法、復旧までに要する時間

課題提案6 仕様書に記載のない追加提案

エ 追加提案を行う場合、当該費用は参考見積書に記載する総額に含まないこととし、追加提案毎の費用を企画提案内に別途記載すること。

オ 参考見積書に記載する金額は、本業務に係る費用の総額とする。

カ 参考見積書は工程及び作業項目ごとに積算根拠を明示すること。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和5年7月31日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 越前市 総合政策部 地域交通課 担当：木下、向當

ウ 提出方法 原則、郵送（持参して提出する場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。また、郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。）

7 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）

参加資格要件を満たす者の中から、提出書類（参加表明書）を審査し、一定基準に達し、かつ効果が期待できる業者3者以内を選定する。

結果通知日 令和5年7月25日（火）

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第1次審査により選定された者から提出を受けた企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れている提案を特定する。

実施日 令和5年8月7日（月）

結果通知日 令和5年8月8日（火）

ア プレゼンテーション当日の持ち時間は、1者あたり説明20分、質疑応答15分を目安とする。

イ 説明に当たり、説明者はパソコン、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。この場合において、プロジェクター及びスクリーンは市、パソコンは説明者が用意するものとする。なお、投影する資料は企画提案書の内容とし、紙資料等の追加配布は認めないものとする。

ウ プレゼンテーション当日の審査の順番は、参加表明書の到着順とする。

エ プレゼンテーションに参加できる人数は、1事業者3名までとする。

オ プレゼンテーション当日の会場は、原則、越前市役所内とする。

(3) 審査基準及び配点

別紙評価基準表のとおり

(4) 小数点の処理

各審査委員の評価点の算出及び全審査員の評価点の合計の平均値の算出においては、平均点の小数点第2位までとし、小数点第3位以下を四捨五入とする。

8 受託候補者の合格基準点

- (1) 第1次審査は合格基準点を超えた者で、上位3者以内を第2次審査の対象とする。合格基準点は、10点以上とする。ただし、合格基準点を超えていても、システム等要件一覧において、必須の項目が実現不可能な場合は失格とする。
- (2) 第1次審査の評価点に第2次審査の全審査委員の評価点の平均点を加えたものを総得点とし、合格基準合格基準点を満たす場合のみ、受託候補者とする。合格基準点は60点とする。ただし、企画提案者が1者の場合の合格基準点は、65点とする。

9 審査結果の通知

第1次審査、第2次審査ともに審査結果をメール及び書面により通知する。

10 契約の締結

受託候補者を特定した場合は、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から再度見積書（内訳明記）を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものとする。ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。なお、随意契約に係る協議の際に越前市の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。なお、受託候補者と契約条件に合意が得られない場合、次点候補者と契約に係る協議を行うものとする。

11 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき（事前に連絡なく、開始時刻に会場に到着しなかったときを含む）。
 - イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- (2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
 - イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ウ 虚偽の記載があるとき。
 - エ 参考見積書に記載する提案価格（消費税及び地方消費税相当額を含む）が契約上限金額を超過したとき。

12 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。
- (7) 提出書類について、越前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、予め文書により申し出ること。
- (8) 審査結果（最優秀者、次点者の名称）は市ホームページ等により公表する。

1 3 日程

公告	令和5年7月11日（火）
質問受付締切り	令和5年7月14日（金）正午まで（必着）
質問回答	令和5年7月18日（火）
参加表明書受付締切り	令和5年7月21日（金）午後5時まで（必着）
第1次審査	令和5年7月24日（月）
第1次審査結果通知日	令和5年7月25日（火）
企画提案書等受付締切り	令和5年7月31日（月）午後5時まで（必着）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年8月7日（月）
結果通知	令和5年8月8日（火）
契約締結	令和5年8月中旬

1 4 担当部署（提出先・問合せ先）

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号
 越前市 総合政策部 地域交通課 担当 木下、向當
 TEL 0778-22-3704
 電子メール mathikou@city.echizen.lg.jp